

## 綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用促進奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が経済のグローバル化などを見据え、新たに外国人高度人材を常用雇用し、経営基盤などを強化することに対して、予算の範囲内において奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人高度人材 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の二に掲げる在留資格のうち「技術・人文知識・国際業務」に該当する者をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する事業所(支社、支店及び分工場等を含む。)及び個人であって、従業員を雇用している者をいう。
- (3) 常用雇用 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者として雇用することをいう。
- (4) あやせ工場スマートナビ 綾瀬市内の中小企業の情報を集約し、市内外に発信するとともに、ビジネスマッチング機能等を実装した綾瀬市が管理・運営するプラットフォームをいう。

### (交付の対象)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、市内に事業所を有し、事業を営む中小企業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 申請日において市内で1年以上継続して事業を営んでいること。ただし、資本金の2分の1以上を大企業が所有している、又は役員のうち2分の1以上を大企業が占めている中小企業者及び操業を開始してから1年を経過していない中小企業者を除く。
- (2) 主たる業種が、日本標準産業分類の大分類(平成25年総務省告示第405号)に分類される製造業であること。
- (3) 市内の事業所において、令和4年4月1日以降に新たに外国人高度人材を採用

し、申請日において、当該外国人高度人材を1年以上継続して常用雇用していること。

(4) 納期限の到来した市税を完納していること。

(5) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

(6) あやせ工場スマートナビに自社の企業情報等を掲載していること又は奨励金の交付決定までに掲載を行うこと。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、外国人高度人材1人につき720,000円とする。

（奨励金の交付の申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用促進奨励金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎年度、市長に提出しなければならない。

(1) 外国人高度人材雇用状況報告書（第2号様式）

(2) 外国人高度人材の在留カードの写し

(3) 外国人高度人材の雇用保険被保険者証の写し

(4) 反社会的勢力に係る誓約書（第3号様式）

(5) 役員等一覧表（第4号様式）

2 奨励金の申請は、1中小企業者につき1年度3人を限度とする。

（奨励金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用促進奨励金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付の請求）

第7条 申請者は、前条の規定による奨励金の交付の決定を受けたときは、綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用促進奨励金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付期間）

第8条 奨励金の交付期間は、同一の外国人高度人材につき3年度を限度とする。

( 交付者名簿 )

第 9 条 市長は、第 6 条の規定により奨励金の交付を決定した中小企業者に奨励金を交付したときは、綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用促進奨励金交付者名簿（第 7 号様式）に必要な事項を記載しておくものとする。

( 委任 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地  
申請者 事業所名  
代表者職・氏名  
電話番号（ ）  
担当者所属・氏名

綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用促進奨励金交付要綱第5条第1項の規定により、必要書類を添えて申請します。なお、交付決定に当たり、市税等の納付状況を確認することについて同意します。

1 申請額 円

2 添付書類

- (1) 外国人高度人材雇用状況報告書
- (2) 外国人高度人材の在留カードの写し
- (3) 外国人高度人材の雇用保険被保険者証の写し
- (4) 反社会的勢力に係る誓約書（第3号様式）
- (5) 役員等一覧表（第4号様式）

第2号様式（第5条関係）

（事業所）

外国人高度人材雇用状況報告書

事業所名		代表者名	
住所又は所在地		電話番号	( ) 担当者
資本の額又は 出資の総額	円	操業開始年月日	年 月 日
従業員数	人	業種	

（外国人高度人材の従業員） 印は、申請日時点の年数を記入すること

フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
住所		採用年月日	年 月 日 (雇用年数 年)
在留資格	技術・人文知識・国際業務 (有効期限 年 月迄)	就業地 住所	
フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
住所		採用年月日	年 月 日 (雇用年数 年)
在留資格	技術・人文知識・国際業務 (有効期限 年 月迄)	就業地 住所	
フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
住所		採用年月日	年 月 日 (雇用年数 年)
在留資格	技術・人文知識・国際業務 (有効期限 年 月迄)	就業地 住所	

第3号様式（第5条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名  
電話番号  
担当者所属・氏名

当社、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等（以下「反社会的勢力」という。）に該当すること、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与していること、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していること並びに当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っていることは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し照会を行うことについて同意します。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を市長に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を確認し、市長に報告いたします。

以上について、重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

第4号様式(第5条関係)

役員等一覧表

年 月 日現在

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名  
電話番号

役職名	氏名(フリガナ)	生年月日	性別	住所

この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員(事業協同組合の場合は理事)を全員記入してください。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。

個人の場合については、個人事業主を記入してください。

同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。

この名簿により欠格事項の該当の有無を確認するため神奈川県警察本部長に対し照会させていただく場合がありますので御了承下さい。





第6号様式(第7条関係)

綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用促進奨励金交付請求書

年 月 日

(宛名)綾瀬市長

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名  
電話番号

綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用促進奨励金交付要綱第7条の規定により、次のとおり綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用促進奨励金の交付を請求します。

交付請求額	円			
添付書類	綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用促進奨励金交付決定通知書の写し			
振込口座	フリガナ			
	口座名義人			
	金融機関コード			
	金融機関名		支店名	
	預金種目		口座番号	

